

第 5 検査 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算及び長期継続頭蓋内脳波検査の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和 4 年 3 月 4 日 厚生労働省告示第 56 号）

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

（令和 4 年 3 月 4 日 保医発 0304 第 3 号）

告示	通知
<p>6 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算及び長期継続頭蓋内脳波検査の施設基準</p> <p>(1) 当該検査を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。</p> <p>(2) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。</p> <p>(3) 緊急事態に対応するための体制その他当該療養につき必要な体制が整備されていること。</p>	<p>第 22 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算</p> <p>1 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算に関する施設基準</p> <p>(1) 循環器内科の経験を 5 年以上有する医師が 1 名以上配置されていること。</p> <p>(2) 当該医療機関が心臓血管外科を標榜しており、心臓血管外科の経験を 5 年以上有する常勤の医師が配置されていること。ただし、心臓血管外科を標榜しており、かつ、心臓血管外科の経験を 5 年以上有する常勤の医師が 1 名以上配置されている他の保険医療機関と必要かつ密接な連携体制をとっており、緊急時に対応が可能である場合は、この限りでない。</p> <p>2 届出に関する事項</p> <p>心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の 様式 24 を用いること。</p>